

令和2年度 詳細一般第32回（造園A）

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 掲示日 令和2年10月30日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 田中 伸和  
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

3 工事概要

(1) 工事名 02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他  
工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1 他

(3) 工事内容 CD-Rに収録の図面及び現場説明書のとおり（交付方法は掲示文6(1)を参照）

(4) 工期 令和2年12月15日～令和4年1月31日（当初設定工期）

※工事着工期限日 令和3年3月15日

※実施工事期間は413日とする（実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）。

※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。

※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。なお、工事着工日から起算し、上記実施工事期間を加えた工期が、12月29日から1月7日までを含む場合は、10日を、8月12日から8月16日までを含む場合は、5日を加算した工期を契約工期とする。

(5) 工事の実施形態

① 本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の試行工事である。

② 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、以下に掲げる条件を全て満たすことを求める試行工事である。

・監理技術者等と同等の基準を満たす技術者が追加配置できること。

・監理技術者等と追加の配置技術者両者が現場常駐できること。

**・配置する現場代理人は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。**

③ 施工箇所が点在する工事の適用

・本工事は、施工箇所が点在する工事であり『フレール兵庫浜崎通』『フレール長田大道』（以下、施工箇所という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

・本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正）については、施工箇所毎に設定する。

- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記6(2)へ様式1及び2を提出すること。）。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成31・32年度（令和元・2年度）の一般競争参加資格について、造園工事A等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により造園工事A等級の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降（平成17年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出期限日の前日まで）に元請として工事が完成し、引渡しが進んでいるもののうち、同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- 同種工事とは、下記の要件を満たす工事とする。

**要件** R C造又はS R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における造園工事で、1件の工事で請負金額（変更を含む）6千万円以上、かつ、工事区分「造園」における基盤整備、植栽、施設整備（工事工種体系化ツリーのレベル1）のうち2工事区分を施工した工事とする。尚、工事工種体系ツリーは当機構ホームページ（[https://www.ur-net.go.jp/rd\\_portal/architec/information/lrmhph000000juag-att/R01taikeitree.pdf](https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/architec/information/lrmhph000000juag-att/R01taikeitree.pdf)）に掲載。

注）当機構の建替団地における空き住居区域や移管公園の造園工事及び、当機構が発注した工事種別「保全土木」の施工実績は、同種工事の施工実績には、該当しない。

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

① 1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次のものをいう。

- ・技術士建設部門、森林部門（選択科目を林業又は森林土木とするものに限る。）、総合技術監理部門（建設）、総合技術監理部門（森林）（選択科目を林業又は及び森林土木とするものに限る。）の資格を有する者
- ・これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成17年度以降（平成17年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出日の前日まで）に工事が完成し引き渡しが進んでいる1件の工事で、工事区分「造園」における基盤整備、植栽、施設整備（工事工種体系化ツリーのレベル1）のいずれかを施工した工事の元請としての経験を、現場代理人、主任技術者、監理技術者または現場員として有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本件工事の施工場所を含む区域を措

置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- (7) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。
- (10) 当支社(所管事務所を含む。)発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (11) 平成30年4月1日以降に当機構が関西地区において発注した工事種別「造園」(同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「造園」を対象とする。「以下本項において同じ」)において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、下記の条件を全て満たすこと。
- ① 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ② 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を全て満たすこと。
- ① 上記(5)に掲げる主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐できること。  
また、上記(5)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす技術者を1名以上追加配置し、工事現場に常駐できること。**
- ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置できること。  
なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。**
- ③ 追加配置する専任の技術者名簿及び配置する現場代理人については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。**
- (13) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の

## 義務

- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 5 設計業務等の受託者等

- (1) 4(8)の「3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社 リアライズ造園設計事務所

- (2) 4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 担当部署

- (1) 公募条件について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
技術監理部ストック保全課 電話06-6969-9135

- (2) 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
総務部契約課 電話06-6969-9023

※ 問合せ及び受付の日時は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間は除く（以下、本稿において同じ。）。

## 7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記（本工事の競争参加資格の申請）に従い、申請書及び資料を提出し、支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。  
（一般競争参加資格の申請）

- ① 提出期間： 令和2年10月30日（金）から令和2年11月2日（月）

(競争参加資格申請の提出期限日の4営業日前)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

- ② 提出場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
総務部契約課 電話06-6969-9023

- ③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送(上記提出期間内に必着)により行うものとし、電送によるものは受け付けない(同申請書の余白に「『02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事』申請希望」と明記すること。)

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(本工事の競争参加資格の申請)

- ① 提出期間：令和2年10月31日(土)から令和2年11月9日(月)(競争参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所：電子入札システムによる場合は、6(2)に同じ。紙入札による場合は、6(1)に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、書留郵便(提出期間に必着)により6(1)へ提出すること。持参及び電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成17年以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2-1に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。また、平成30年4月1日以降に当機構が関西地区において発注した造園工事で、申請書及び資料の提出日の前日までに工事が完成し、引渡しが済んでいる工事の成績について別記様式2-2に記載するとともに工事成績評定通知書の写しを添付すること。

② 配置予定の技術者

4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した（または低入札価格調査対象者（第1順位者）となった）ことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意）。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者の図面等に限る。）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年11月19日（木）に電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）にて通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

(1)、(2)及び(4)に関して・・・6(2)に同じ。

(3)に関して・・・・・・・・・・6(1)に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文を貼り付けること。

ファイル容量の合計が2MBを超える場合は、全ての書類を郵送

により提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事』に係る競争参加資格申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、7(1)(本工事の競争参加資格の申請)①の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達の記録が残るものに限るものとする。

- (6) 4(13)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書(別記様式4)を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

※保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

## 8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる(様式は自由)。

① 提出期限： 令和2年11月27日(金)午後5時



- ② 提出場所： 6(2)に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、支社長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 支社長は、説明を求められたときは、令和2年12月4日(金)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、書面)により回答する。
- ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 支社長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する(紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。)

## 9 再苦情申立て

- (1) 8(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日(紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日)から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い、書面により、支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
- ① 受付場所： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
総務部契約課 電話06-6969-9023
  - ② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- (2) 支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。
- (4) 支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先  
(1)①に同じ。

#### 10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること（様式は自由）。
- ① 提出期間： 令和2年11月10日（火）から令和2年11月19日（木）まで
  - ② 提出場所： 6(2)に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、支社長の承諾を得た場合は、紙を6(1)へ持参または書留郵送することにより提出するのとする。電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問がある場合には、回答書を次のとおり電子入札システム及び以下の場所において閲覧に供する。
- ① 期間： 令和2年11月24日（火）から令和2年12月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
  - ② 場所： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号 独立行政法人都市再生機構西日本支社1階質疑応答コーナー

#### 11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期間  
電子入札システムによる場合  
令和2年12月3日（木）から 令和2年12月4日（金）正午まで
- (2) 開札の日時及び場所  
日時： 令和2年12月7日（月）  
場所： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号 独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課  
※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

#### 12 公正な入札の確保

- 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
  - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価

格を意図的に開示してはならない。

### 13 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、支社長の承諾を得た場合は、紙により6(2)に郵送(書留郵便により11(1)の期間に必着)すること。

紙による入札参加者は、15の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照)を表封筒(別途送付)にまとめて郵送すること。持参又は電送による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

### 14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

### 15 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は現場説明書に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単

価及び金額を明らかにした工事費内訳書(商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者(又は代理人)印を押印すること。)を作成すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

ハ 他の工事の内訳書である場合

ニ 白紙である場合

ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

ヘ 内訳書が特定できない場合

ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

イ 内訳の記載が全くない場合

ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

イ 発注者名に誤りがある場合

ロ 発注案件名に誤りがある場合

ハ 提出業者名に誤りがある場合

ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は7(5)⑥に同じ。

ファイル容量の合計が2MBを超える場合は、郵送により提出すること。

郵送する際は、封筒に「『02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

・ 郵送する旨の表示

- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、11(1)の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

#### 16 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要）。

#### 17 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

#### 18 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき、電子くじにて落札者を決定するものとする。

上記ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別添様式）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

## 19 支払条件

前金払40%以内、中間前金払20%以内又は出来高による部分払6回及び完成払

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」「10分の2」に、第5項中「10分の4」「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

## 21 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び当機構ホームページの標準契約書並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。  
システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。
- (6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札システムヘルプデスク TEL0570-021-777  
電子入札ホームページ  
<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>
  - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先  
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を

要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06-6969-9023

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合は、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の

見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていたくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から72日以内

(12) 落札者(受注者)は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的



記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

以 上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

別記様式 1

(用紙 A 4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 2 年 10 月 30 日 付けで 掲 示 の あ り ま し た 0 2 - フ レ ー ル 兵 庫 浜 崎 通 他 1 団 地 環 境 整 備 造 園 そ の 他 工 事 に 係 る 競 争 参 加 資 格 に つ い て 確 認 さ れ た く、 下 記 の 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す。

な お、 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 会 計 実 施 細 則 ( 平 成 16 年 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 達 第 95 号 ) 第 331 条 各 号 の 規 定 に 該 当 す る 者 で な い こ と 及 び 添 付 書 類 の 内 容 に つ い て は 事 実 と 相 違 い な い こ と を 誓 約 し ま す。

記

- 1 入札説明書 7 (3) ① に 定 め る 施 工 実 績 を 記 載 し た 書 面
- 2 入札説明書 7 (3) ② に 定 め る 配 置 予 定 の 技 術 者 の 資 格 等 を 記 載 し た 書 面
- 3 入札説明書 7 (3) ③ に 定 め る 契 約 書 の 写 し
- 4 保 有 す る 最 新 の 経 営 規 模 等 評 価 結 果 通 知 書 総 合 評 定 値 通 知 書
- 5 入 札 説 明 書 記 7 (6) に 定 め る 社 会 保 険 等 加 入 又 は、 適 用 除 外 を 証 明 す る 書 面

注) な お、 返 信 用 封 筒 と し て、 表 に 申 請 者 の 住 所 ・ 氏 名 を 記 載 し、 簡 易 書 留 料 金 分 を 加 え た 所 定 の 料 金 (414 円) の 切 手 を 貼 っ た 長 3 号 封 筒 を 申 請 書 と 併 せ て 提 出 し て 下 さ い。

※ 紙 入 札 で 参 加 す る 場 合 に は 必 要 と な り ま す ( 電 子 入 札 で 参 加 す る 場 合 は 必 要 あ り ま せ ン )。

別記様式 2 - 1

(用紙 A 4)

年 月 日

申請者記入欄				
工事件名				
都市機構の登録番号	会社名(フリガナ)			
営業 拠点 の 内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1. 本店</span> <span>2. 支店</span> <span>3. 営業所</span> <span>該当番号に○をつけること</span> </div>			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px dashed black;">郵便番号</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">住所</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">-</td> <td style="border: 1px solid black;">電話</td> </tr> </table>	郵便番号	住所	-
郵便番号	住所			
-	電話			

施工実績の内容

工 事 等 名 称	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額	千円(税込)	
	工期	令和 年 月 ~ 令和 年 月	【平成 17 年度以降当該申請書提出日の前日までに完成し、引き渡しが済んでいるものに限る。】
	建物用途	<input type="checkbox"/> 居住中の世帯向け共同住宅	【 <input type="checkbox"/> にチェックを入れること】
	構造形式	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造	【該当箇所をチェックをいれること】
	建物階数及び戸数	階      戸	
工事内容			

1 施工実績は入札説明書 4 (4)に示す同種工事について記載すること。

2 入札説明書 7 (3)③に掲げる記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 工事成績

平成30年4月1日以降に都市再生機構が関西地区にて発注した工事（種別「造園」）で、競争参加資格確認申請書の提出日の前日までに工事が完了し、引渡しが済んでいる工事の成績については以下のとおりです。

工事件名	成績評定点

注) 1. 工事成績は、入札説明書 7 (3) ①に掲げる工事について記載すること。

注) 2. 該当工事が無い場合は「なし」と記入。

注) 3. 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

別記様式 3

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

配置予定者の氏名	主任（監理）技術者      ○○ ○○	
最終学歴	○○大学    ○○科    ○○年卒業	
法令による資格・免許	一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号）	
工事 経験 の 概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・現場員
	工事内容	

別記様式 4

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

住 所

商 号

代表者

#### 適用除外誓約書

別紙の理由により、02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別紙

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和○年○月○日、関係機関(○○年金事務所○○課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和○年○月○日、関係機関(ハローワーク○○ ○○課)に問い合わせを行い判断しました。

別添様式

## 確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

### 第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者と受注者が確認する。なお、枠組み協定型一括入札方式の場合は、全ての契約予定工事を対象とする。

### 第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

### 第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

## 記

1 契約対象工事名 : \_\_\_\_\_

※枠組み協定型一括入札の場合の契約予定工事名

{ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 低入札価格調査による確認事項（別紙）

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構  
〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

受注者



## 低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③ . . . .

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③ . . . .

3 ※※※に関すること。

### 記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

## 低入札価格調査について

1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあつては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあつては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあつては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
- (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
- (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
- (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
- (11) 労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
- (12) 確約書
- (13) 施工体制台帳
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (15) 経営内容（過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書）

※ 1：必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。

※ 2：一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※ 3：上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。

- 4 調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。
- 5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した（総合評価落札方式による場合は最高評価値の者である）低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- 7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第7条第9項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第9項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。
- 10 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上